

住民監査請求（地域活動協議会補助金（生野区））の監査結果について（概要）

大阪市監査委員は、次のとおり、平成 29 年 8 月 29 日に提出された住民監査請求について、同年 10 月 24 日に請求人（本市の住民であることが確認できた 11 人）に監査結果を通知しました。（棄却、結果は同年同月 23 日決定）

なお、請求書に記載された住所及び氏名に基づき住民票の照会を行ったが、大阪市の住民であることが確認できなかった 1 人については、その旨通知した。（却下）

1 請求の要旨

生野区 A まちづくり協議会（以下「A 協議会」という。）に交付された平成 28 年度補助金 1,458,600 円のうち、防犯灯維持管理費・電気代 483,800 円、その内 B 町会、C 町会分 84,546 円について、同協議会理事長は、各町会が支払った防犯灯電気代の領収書を提出させ、各町会に配付していない。同防犯灯維持管理費の使途は不明であり、長年にわたり住民に不要の負担を強いてきた。同時に市の補助金が有効に使われず、市に損害を生じさせている。監査委員に対して、厳正なる監査のうえ、市長に対し A 協議会の不当利得の返還請求など必要な措置を講じるよう勧告を求める。

2 監査の結果（棄却）

（1）監査委員の判断の要旨

本件請求における本市職員等による違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実の有無について、補助金の交付を行う本市職員等は、必要があると認めるときは、協議会に対して報告を求める等して調査を行う職務上の義務があると解され、結果として公金が補助対象となる事業に充当されていない場合で、A 協議会が補助対象事業に当該補助金を充当していないことを知り、又は充当していないことが合理的に疑われるべき具体的な事情が判明したにもかかわらず、本市職員等が何らの対応等もとらないときは、違法不当となる場合があるというべきである。

今回の監査で事実関係を確認したところ、A 協議会の通帳や会計帳簿から、補助金が複数の預金口座に分配され、防犯灯維持管理事業等を除く他の事業等に充当されている実態は確認できたが、防犯灯維持管理費に係る出金の記録は確認できず、A 協議会からの聴き取り内容からも、当該事業には充当されていないことが判明した。

上記のことから、本市は、A 協議会が当該事業に充当していない補助金相当額について、A 協議会に対する返還請求権を有していると言え、生野区は速やかに返還を求めるべきであるが、生野区は、平成 28 年度補助金の充当について調査を行い、その結果、事業への適正な充当が認められなかったすべての防犯灯維持管理事業費に対する補助金額 483,800 円の返還及びこれに伴う運営費補助金に係る返還を平成 29 年 10 月 19 日付けで A 協議会に求め、これらに係る加算金の納付についても通知している。加えて、生野区は今回の調査により、同じく適正な充当が認められなかった歳末夜警事業分 12,000 円、ラジオ体操事業分 3,000 円についての返還及びこれらに伴う運営費補助金の返還並びに加算金の納付についても同様に通知している。

よって、本市職員等による違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるとは言えない。

（2）意見の要旨

本件請求に関し、現に補助金の返還を求めており、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実はないと判断したが、生野区は、平成 25 年度に A 協議会が発足して以降の補助金の執行においても平成 28 年度と同様の状況となっていないか、また、A 協議会以外の協議会においても、補助金の充当状況に同様の状況がないか確認し、適正な補助金充当がされていない場合は、返還を求めるなどの措置を講じられたい。

さらに、生野区は、A 協議会に対して適正な決算報告を行うよう指導するとともに、各協議会が資金を必要とする時期までに補助金を交付できる仕組みとなるよう検討されたい。

加えて、生野区は、地活協の自律的な組織運営や会計の透明性の確保が実現するよう、構成団体も含めた地活協に対して公金である補助金を適正に充当することについて強く指導され、通帳と会計帳簿等の写しの提出や有効な現地調査の方法を検討するほか、日常的なチェックについても、中間支援組織の活用や連携強化を行うことなどにより徹底し、補助金の適正な執行を確保するよう努められたい。